

2025（令和7）年度

「ひろしま夢ぷらざ」展示・販売部門出展要領（商工会議所用）

1. 目 的

広島県内市町の特産品等の展示・販売を行うことにより、地域の理解を高めるとともに、地域間交流の促進を図り、地域商工業の活性化に資するため「ひろしま夢ぷらざ（以下「夢ぷらざ」という。）」内に、展示・販売コーナーを設置することとし、展示・販売部門の出展要領を定める。

2. 出展要領

（1）展示方法

①原則として各商工会・商工会議所（以下「商工会等」という。）単位でブース（展示・販売コーナー）を設置する。

※当面の間、各市町村特産品展示販売コーナーは商工会等单位でブース設置をせず、試行的にカテゴリー別の陳列とします。

②展示方法については、商工会等と広島県商工会連合会（以下「県連」という。）・夢ぷらざにて相談のうえ、決定する。

なお、展示品の選定については、原則として商工会議所会員の扱う地域産品で商工会議所が推薦したものに限るものとし、商工会議所と夢ぷらざで協議のうえ、決定する。

③展示ブースの場所については、県連及び夢ぷらざに一任のこと。

④夢ぷらざにおける商工会等の表示板は、県連において統一したものを作成する。その他の表示板及びブースの装飾については、原則として各商工会等において行うものとする。

（2）展示・販売商品

①むらおこし事業による成果品は、試作品、写真及び説明書等を含め、出来る限り出品して、広く PR に努めることとする。

②その他の商品は、地域の特色ある特産品、工芸品、民芸品等により、出来るだけ多くの品揃えを行うものとする。なお、商品については原則として、商品の重要な部分を占める原材料が、その地域において生産又は加工されたもので、地域の紹介や地域おこしに関連したものとする。（例：米…高野町で生産されたこしひかり）

③常設展示品については、委託販売を原則とする。

- ④常設展示品については、原則バーコードの添付を必須とする。バーコードが無い出展事業者については、商工会議所は必ず取得するように指導することとする。
- ⑤インボイス制度の実施により、出展事業者のインボイス番号の取得を必須とする。
- ⑥展示・販売する商品の品質管理（賞味期限等）については、出展事業者の責任とする他、食品表示法、食品衛生法その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。商工会等は、品質管理・品質表示等について十分注意するよう、出展事業者を指導するものとする。
- ⑦展示・販売する商品の在庫管理については、原則として出展事業者の責任において行うものとする。
- ⑧入れ替え対象商品については、商品の特性や POS データに基づき、カテゴリ別の下位 20%を入れ替え対象商品とする。
- ⑨出展者に対するフォロー
入れ替えにあたっては、入れ替え対象となった商品の出品者に対して意見等をフィードバックし、商品改良や事業者の育成につなげる。
- ⑩委託販売を目的とする商品については、原則として商工会等会員の取り扱うものとする。

（3）出展の条件

- ①出展商工会議所よりブース負担金として年額 100,000 円（税込み）を徴収する。
- ②ブースの貸借契約期間は原則 1 ヶ年単位とする。
- ③ 1 ブースの寸法

面積：横幅 60 c m × 奥行き 40 c m （1 段）

※当面の間、試行的にカテゴリ別の陳列することから、①については従来通りとし、③については目安とします。

（4）販売員及び説明者

- ①販売員等の派遣は、常設展示販売部門については不要とする。ただし、イベントや店頭イベントについては、販売員等を派遣するものとする。
- ②販売員等の交通費、宿泊費等の経費は自己負担とする。

（5）展示物等の搬入・搬出

- ①搬入・搬出は出展商工会等で行い、その経費は出展商工会等の負担とする。
- ②搬入の日は、事前に夢ぷらざに連絡しておくこととする。
- ③搬入場所
「ひろしま夢ぷらざ」 広島市中区本通 8-28 八百金ビル 1 階
- ④展示品の搬入については、直接持参を原則とし、陳列や飾り付けについても出展商工会等で行う。なお、陳列・飾り付けについては県連職員等が相談に応じる。
- ⑤搬出についても、事前に、日時等を夢ぷらざに連絡するものとする。
- ⑥商品の納入・返品の手配（送料等）については、該当事業所の負担とする。

3. 販売事務手数料の徴収について

- (1) **委託販売商品の販売手数料**については、原則として売上額（税込み）の **25%**を出展企業より徴収する。
- (2) イベント（店内・店頭）での出展事業者の対面による商品販売については、原則として売上額（税込み）の **18%**を出展企業等より徴収する。
ただし、店内イベントにおける販売商品で、バーコード登録（夢ぷらざのレジを通しての販売）による販売の場合は、売上額（税込み）の **25%**を徴収する。
- (3) **インターネット販売における販売手数料**については、原則として売上高（税込み）の **30%**を出展企業等より徴収する。
- (4) 手数料の徴収については、1 円未満は切り捨てる。

4. 販売代金の決済について

- (1) 代金の決済については、原則として月末締の翌月 15 日払いとする。
- (2) 代金の振込先については、該当事業所の所属する商工会等へ一括して振り込むものとする。（振込金額は、販売代金（税込み）より手数料（税込み）及び振込手数料（税込み）を差し引いた額）

5. 消費税の取扱いについて

- (1) 委託・斡旋販売については、内税扱いにする。
- (2) 支払い消費税については、1 円未満は切り捨てる。

6. 出展申込みについて

- (1) 「**ひろしま夢ぷらざ出展に係る事前説明資料**」を商工会等から説明し、同意した事業者のみ出展申込を可能とする。
- (2) 出展申込みは所定の様式を電子データ（PDF ファイル）により下記メールアドレスへ提出する。 ※ 提出先メールアドレス：info@yumeplaza.com
- (3) 提出する様式は下記の 2 種としセットで提出する。
 - ① 様式 1－1 **展示・販売部門 出展申込書**
 - ② 様式 1－2 **展示・販売部門出展事業所別商品明細書****※様式 1－1 への押印は廃止する。**

7. その他

- (1) 商工会等会員以外の特産品等の出展に当っては、市町との調整協議のうえ、商工会等ブースへの出展をお願いする。
- (2) 冷蔵展示物は面積が限られているため、あらかじめ夢ぷらざに相談のこと。
- (3) この要領に定めのない事項は、夢ぷらざと協議のうえ決定する。